



# 2024年10月 新情報

**KMC CONSULTING COMPANY LIMITED**

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

# 内容

<a href="#">1</a>	2024年10月11日付けでビンズオン省税務局は、修正、差し替えインボイスに関する追加申告についてのオフィシャルレター・第27220/CTBDU-TTHT号を発行した。	<b>TNDN</b>
<a href="#">2</a>	2024年10月11日付けでビンズオン省税務局は、法人所得税の課税所得を確定する際の控除可能な費用についてのオフィシャルレター・第27221/CTBDU-TTHT号を発行した。	<b>TNDN</b>
<a href="#">3</a>	2024年9月4日付けでビンズオン省税務局は、従業員への休暇費用に関する方針であるオフィシャルレター・第24530/CTBDU-TTHT号を発行した。	<b>TNCN</b>
<a href="#">4</a>	2024年10月10日付けでビンズオン省税務局は、出資による利益分配に関する個人所得税の申告についてのオフィシャルレター・第27103/CTBDU-TTHT号を発行した。	<b>TNCN</b>
<a href="#">5</a>	2024年10月15日付けでビンディン省税務局は、預金利息に関するVATのインボイス発行についてのオフィシャルレター・第3824/CTBDI-TTHT号を発行した。	<b>GTGT</b>
<a href="#">6</a>	2024年10月11日付けでトゥエンクアン省税務局は、オフィシャルレター・第1279/CTTQU-TTHT号を発行し、税務方針に関する回答を行った。	<b>GTGT</b>

# Nội dung

<a href="#">7</a>	2024年10月9日付けで税務総局は、VATの政策についてのオフィシャルレター・第4514/TCT-CS号を発行した。	<b>GTGT</b>
<a href="#">8</a>	2024年10月11日付けで税務総局は、海外の運送会社に対する税の申告および免税、減税についてのオフィシャルレター・第4551/TCT-KK号を発行した。	<b>TNT</b>

## 1 修正、差し替えインボイスの追加申告

2024年10月11日付けでビンズオン省税務局は、修正、差し替えインボイスに関する追加申告についてのオフィシャルレター・第27220/CTBDU-TTHT号を発行した。

会社は発行済みのインボイスに誤りがあることを発見し、修正、差し替えのインボイスを作成しなければならない場合、2020年10月19日付けの政府の政令・第123/2020/NĐ-CP号の第19条の規定に従って誤りのあるインボイスを処理し、誤りが発生した税務期間の申告書提出期限から10年以内に追加申告をする。しかしながら、税務当局や他の権限のある機関が調査、検査の決定を公表する前であること。



## 2 法人税課税所得を算定する際に控除される費用

2024年10月11日付けでビンズオン省税務局は、法人所得税の課税所得を確定する際の控除可能な費用についてのオフィシャルレター・第27221/CTBDU-TTHT号を発行した。

会社がある従業員の出張を決定し、その従業員の航空券および宿泊費用は、通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条の規定を満たせば、法人所得税の課税所得を確定する際に損金として計上することができる。

航空券が海外の会社から発行された場合、その証憑が当該国の規定に従って正当に発行されているものであれば、有効とみなされる。

請求書や証憑が外国語で発行されている場合は、2021年9月29日付けの財務省の通達・第80/2021/TT-BTC号の第85条に在る規定に従って、ベトナム語に翻訳する必要がある。

## 3 従業員への休暇費用に関する個人所得税の方針

2024年9月4日付けでビズボン省税務局は、従業員への休暇費用に関する方針であるオフィシャルレター・第24530/CTBDU-TTHT号を発行した。次のとおり：

会社が従業員に対する休暇費用を支給する方針があり、（次のいずれかの文書に具体的な条件および支給額が記載されている場合：労働契約書、労働協約、会社、総会社、グループの財務規程、または取締役会会長や代表取締役社長、社長によって規定された財務規程に基づく賞与規程）もし：

支給対象者の氏名が明記されている場合、その金額は個人所得税の課税所得として計上される。

一般的に従業員全体に対して支給され、個人名が明記されていない場合、その所得は、通達・第111/2013/TT-BTC号の第2条2項に基づき、個人所得税の課税対象とはならない。

## 4 出資による利益分配に関する個人所得税の方針

---

2024年10月10日付けでビンズオン省税務局は、出資による利益分配に関する個人所得税の申告についてのオフィシャルレター・第27103/CTBDU-TTHT号を発行した。次のとおり：  
会社が個人の出資に基づく利益分配を支払う場合、各支払いごとに申告を行い、さらに利益分配を行った年の月末には、2021年9月29日付けの通達・第80/2021/TT-BTC号に添付された付録・第06-1/BK-TNCN号のフォームに基づき申告する必要がある。

## 5 預金利息に対する付加価値税のインボイス発行

2024年10月15日付けでビンディン省税務局は、預金利息に関するVATのインボイス発行についてのオフィシャルレター・第3824/CTBDI-TTHT号を発行した。

2021年12月30日付の財務省の統合通達・第21/VBHN-BTC号の第5条1項に基づき、以下のケースではVATの申告および納付は必要ない：

金銭による補償を受け取った組織、個人（権限のある国家機関の決定による土地や土地に接する資産の回収に対する補償金を含む）、賞与、支援金、排出権譲渡による収益、およびその他の財務収入。

補償金、賞与、支援金、排出権譲渡による収益、およびその他の財務収入を受け取った事業所は、規定に従って証憑を発行する。支払側の事業者は、支払い目的に基づいて支払い証憑を作成する。



## 5 預金利息に対する付加価値税のインボイス発行

---

上記規定に基づき、銀行の預金から得た利息はその他の財務収入と確定されるため、会社はVATの申告および納付は不要である。会社は銀行利息を受け取った際にレシートを発行すればよく、インボイスの発行は不要である。

## 6 売り手によるインボイスの自己破棄に関する処罰

2024年10月11日付けでトゥエンクアン省税務局は、オフィシャルレター・第1279/CTTQU-TTHT号を発行し、税務方針に関する回答を行った。

政府が定めた2020年10月19日付の政令・第123/2020/NĐ-CP号の第19条によれば、誤りのあるインボイスの処理は、

売り手が税務機関から付与されたコード付きの電子インボイスに誤りを発見し、そのインボイスが買い手にまだ送付されていない場合、売り手は政令に添付された付録IAのフォーム・第04/SS-HĐĐT号に従って税務機関へ報告し、その後、新たに電子インボイスを作成しデジタル署名をして税務機関に送り、新たなコードを付与してもらい、買い手に送信する。税務機関はシステム上にあるコードが発給された誤りのある電子インボイスを破棄する。

## 6 売り手によるインボイスの自己破棄に関する処罰

基本は、売り手は税務機関のコード付きインボイスに誤りがあり、かつ買い手にまだ送付されていない場合、または、政令・第123/2020/ND-CP 号の第9条2項に従って、サービス提供前/提供中に前払いを受け、その後サービス提供がキャンセル/解約された場合に限り、電子インボイスを破棄できる。

もしインボイスを破棄した後に、新たなインボイスを発行しない、もしくは誤ったインボイスの代わりに再発行しない場合、政令・第125/2020/ND-CP号の第17条および第24条の規定に基づき、インボイス未発行や不適切なタイミングでの発行に対する罰則が科される。

## 7 付加価値税に関する政策

2024年10月9日付けで税務総局は、VATの政策についてのオフィシャルレター・第4514/TCT-CS号を発行した：

ベトナム企業が自社で輸入した自動車部品、アクセサリーについて、輸入段階でVATを適切に申告、納付し、仕入税額控除の各条件を満たしている場合、2024年1月30日付のビンフック省税務局のオフィシャルレター・第202/CTVPH-TTKT1号に記載された指示と一致する。具体的には、2015年2月27日付け、財務省の通達・第26/2015/TT-BTC号の第1条10項に基づき、ベトナムの会社は輸入時に支払ったVATの全額を控除できる。

## **8 海外の運送会社に対する税の申告、減免**

2024年10月11日付けで税務総局は、海外の運送会社に対する税の申告および免税、減税についてのオフィシャルレター・第4551/TCT-KK号を発行した：

### **1. 海外の運送会社に対する税の申告**

海外の運送会社の代理店は、2020年9月19日付け政府の政令・第126/2020/ND-CP号の第8条6項gに在る規定に基づき、海外の運送会社に代わり税を申告、納付し、代理店は税申告書類を直接管理する税務機関に提出する責任を負う。

### **2. 租税条約に基づく減免申請書の提出**

海外の運送会社が、ベトナムとシンガポール間の二重課税防止協定の適用により税の免税、減税を受けられる対象である場合、代理店は2021年9月29日付け財務省の通達・第80/2021/TT-BTC号の第62条1項b.3に在る規定に従い、協定に基づく税の免税、減税を申請するための書類を税務機関に提出する。



# Abbreviations

<b>VAT</b>	Value Added Tax	<b>MOF</b>	Ministry of Finance
<b>PIT</b>	Personal Income Tax	<b>GDT</b>	General Department of Taxation
<b>CIT</b>	Corporate Income Tax	<b>MOIT</b>	Ministry of Industry and Trade
<b>FCT</b>	Foreign Contractor Tax	<b>MOLISA</b>	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
<b>SCT</b>	Special Consumption Tax	<b>DPI</b>	Department of Planning and Investment
<b>IET</b>	Import and Export Tax	<b>SBV</b>	The State Bank of Vietnam
<b>OTH</b>	Other	<b>EPE</b>	Export processing enterprises
<b>OL</b>	Official Letter	<b>EPZ</b>	Export Processing Zone
<b>ACC</b>	Accounting	<b>IZ</b>	Industrial Zone
<b>LAB</b>	Labor		



# 2024年10月 新情報

**KMC CONSULTING COMPANY LIMITED**

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





# お問合せ

## KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

### HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

### HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

### TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248

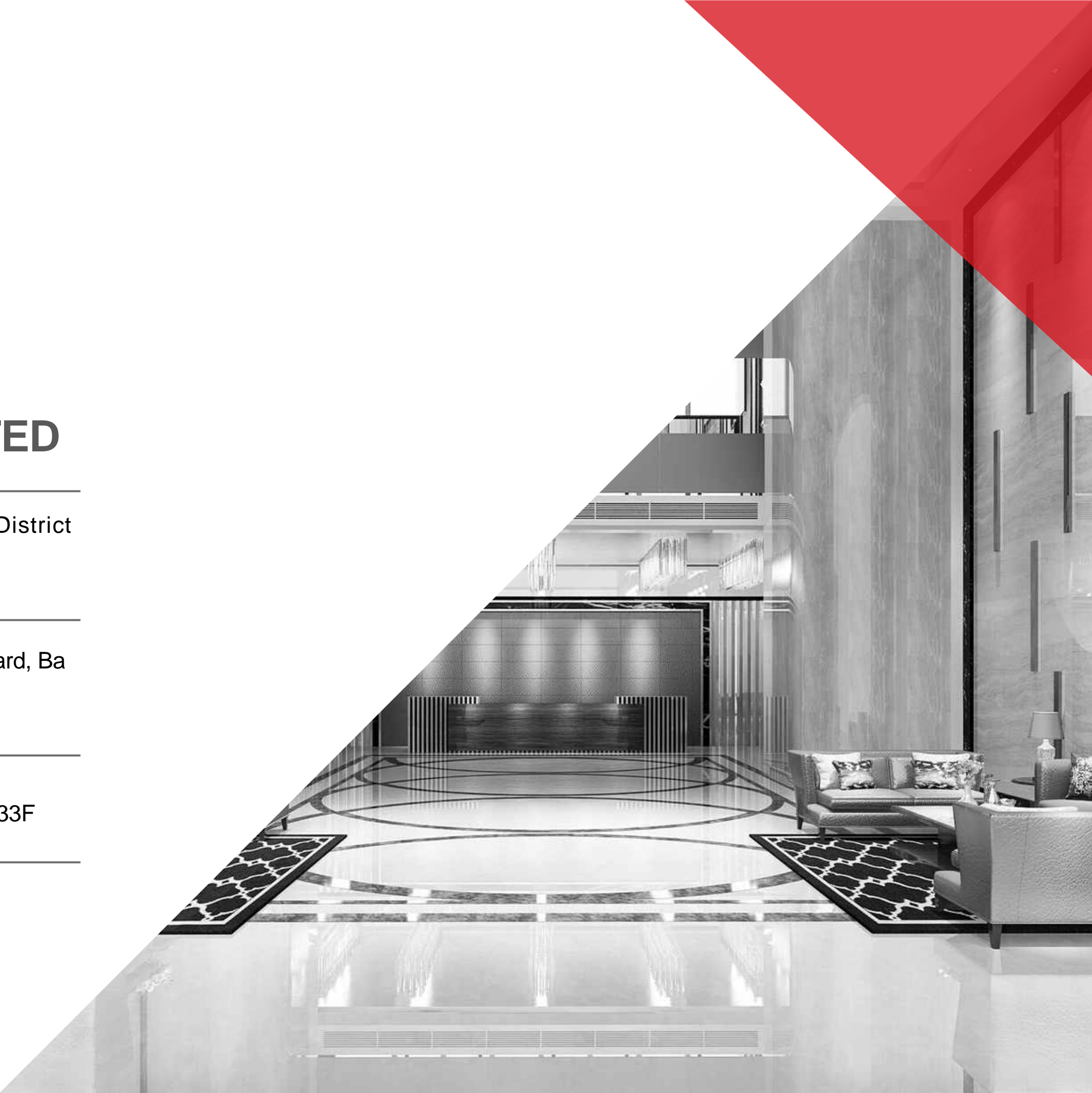


URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn)

Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331







# お問合せ

## KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

### HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

### HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

### TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn)

Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

